

## 財政計画(素案) みんなでつくる 未来への計画書

問財政課(☎5722-9137、FAX5722-9331)



基本計画と実施計画のほかにも財政計画というのがあるのね。どんな計画なのかしら？

今後の歳入・歳出の見通しなどを踏まえ、4～8年度の5カ年の財政計画(素案)を作成しました。実施計画の策定や4年度予算編成に合わせて、財政計画を策定します。財政計画(素案)は、区HP(コード①)からご覧になれます。



実施計画の事業を実現するためには、限りあるお金を有効に使うことが大切です。つまり、実施計画をはじめとしたお金の使い道を決めているのが財政計画です



4～8年度の財政計画(素案)

単位：億円

区分		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
歳入	区税収入	457.6	462.8	462.2	460.0	456.7
	税外収入	649.2	630.9	658.3	642.4	650.0
	特別区債	15.6	10.4	12.4	25.4	51.4
	合計	1,122.3	1,104.1	1,133.0	1,127.9	1,158.0
歳出	人件費	208.9	195.7	207.5	191.9	205.2
	その他経費 (実施計画事業費)	913.4 (77.5)	908.4 (75.7)	925.5 (104.4)	936.0 (101.4)	952.8 (107.6)
	合計	1,122.3	1,104.1	1,133.0	1,127.9	1,158.0

※四捨五入しているため合計と一致しません

積立基金(貯金)残高の予測

単位：億円

区分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
財政調整基金	245.0	232.0	192.2	176.6	154.5
施設整備基金	201.7	198.4	198.2	192.3	191.3
学校施設整備基金	40.5	39.1	36.0	28.7	11.6

歳入面では、コロナやふるさと納税のマイナス影響などにより、大幅な歳入の増を見込むことは難しい状況です。  
歳出面では、子育て支援施策の拡充などによる社会保障経費の増や学校をはじめとした区施設の更新経費負担といった課題があります。

学校の建て替え経費は、規模などによって幅があるものの1校当たりの平均では70億円を超える見込みであるため、特別区債(借金)や積立基金(貯金)を活用して実施していきます。

- Point**
- 必要性・緊急性の高い事業に重点的に予算を配分します
  - 将来の新たな行政需要と大規模災害や急激な経済変動などに対応できるよう、健全で持続可能な行財政運営を展開します

## 認知症サポーター養成講座



問福祉総合課認知症施策推進係(☎5722-9702、FAX5722-9062)

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、できる範囲で認知症のかたや家族を支援する応援者です。2年度末現在、区内では約1万2千人のサポーターが活動しています。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、養成講座を開催します。あなたも認知症サポーターになって、できることから始めてみませんか。

### 認知症サポーター養成講座

会議アプリWebex(ウェビックス)によるオンラインで実施します。

時11/26(金)10:00~11:35

対認知症や認知症介護に関心のある区内在住者 定20人(先着)

申Eメールに、講座名、住所、氏名(ふりがな)、電話、年齢、性別、手話通訳希望者はその旨を書いて、11/1~12に、福祉総合課認知症施策推進係(☎fsogo.kouza01@city.meguro.tokyo.jp)へ

### 出前講座も行います 無料

希望の日時・場所に講師を派遣する講座です。  
感染症対策をして行います。詳細は、地域包括支援センターへご相談ください。

### 地域包括支援センター

(月~金曜日8:30~19:00、土曜日8:30~17:00(祝・休日、年末年始を除く))

北部	大橋1-5-1 クロスエアタワー9階	☎5428-6891、FAX3496-5215
東部	総合庁舎本館1階	☎5724-8030、FAX3715-1076
中央	中央町2-9-13 食販ビル内	☎5724-8066、FAX5722-9803
南部	碑文谷1-18-14 碑小学校内南西側	☎5724-8033、FAX3719-2031
西部	柿の木坂1-28-10	☎5701-7244、FAX3723-3432

## 介護保険料の納付が 困難な場合はご相談ください

問介護保険課介護保険資格・保険料係  
(☎5722-9845、FAX5722-9716)

災害などの事情がない状態で介護保険料の滞納が発生すると、介護保険サービス利用時に、自己負担の割合が大きくなる場合があります。

### 介護サービスを利用しているかたが保険料を滞納した場合

#### 1年以上

介護サービスの利用料が、いったん全額自己負担になります。後日、申請により保険給付分が戻ります。

#### 1年6カ月以上

介護サービスの利用料が、いったん全額自己負担になります。申請により、戻る予定の保険給付分は、滞納保険料を納付するまで、一時的に差し止められます。差し止められた後も滞納保険料の納付がないときは、差し止められた保険給付分から滞納保険料が差し引かれます。

#### 2年以上

滞納して2年が経過すると、介護保険料をさかのぼって納めることができなくなります(以下、消滅保険料という)。

介護サービスを利用する際、消滅保険料の有無を過去10年間さかのぼって調査します。

消滅保険料がある場合、介護サービス利用料の自己負担が3割または4割に引き上げられます。

滞納期間が長いほど、自己負担の引き上げ期間が長くなります。また、高額介護サービス費などが支給されなくなります。

### 区独自の介護保険料減額制度があります

生活に困窮しているかたが対象です。詳細はお問い合わせください。

### 新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料減額・免除・猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定以上減少したかたなどが対象です。詳細はお問い合わせください。